



用いる給気口及び排気口を有する場合においては、天井又は壁のうち国土交通大臣が定める部分にある開放できる部分の面積の床面積に占める割合が、国土交通大臣が定める方法により算出した割合以上のものとする。(第百六十二条、第百二十八条の三の二関係)

#### 4 排煙設備の設置及び構造に係る規制の見直し

(1) 階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の高さ三十一メートル以下の部分にある居室において、床面積百平方メートル以内ごとに設けることで排煙設備を設けることが不要となる防煙壁の対象及び性能を拡大し、当該建築物の天井面から五十七センチメートル以上下方に突出したはりを対象に加えるとともに、床面から下端までの垂直距離が国土交通大臣が定める距離以上である準耐火構造であるものを性能に加える。(第百二十六条の二関係)

(2) 排煙口のうち排煙機を設けない自然排煙口は、不燃材料で造ることを要しないこととする。(第百二十六条の三関係)

(3) 排煙口は、床面から天井までの垂直距離に応じて国土交通大臣が定める部分にある天井又は壁に設けることとする。(第百二十六条の三関係)

(4) 第百二十六条の三第一項の規定の適用を除外できる特殊な構造の排煙設備を設ける場合として、個別に国土交通大臣の認定を受けたものを設ける場合を加える。(第百二十六条の三関係)

#### 5 大規模な木造建築物等に係る敷地内の通路等の技術的基準の見直し

延べ面積千平方メートルを超える大規模木造建築物がある場合及び同一敷地内に二以上の一定の建築物がある場合において、通路を設けなくともよい建築物の周囲の部分及び周囲に設けられる通路の技術的基準は、当該建築物の規模、構造等に応じ、国土交通大臣が定めることとする。(第百二十八条の二関係)

#### 6 建築基準法の規制対象とするエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲の見直し

建築基準法におけるエレベーター及び小荷物専用昇降機に係る規定の適用対象から、事業場

に設置される労働安全衛生法施行令第一条第九号に規定する簡易リフトを除く。(第百二十九条の三関係)

#### 7 既存の建築物に対する制限の緩和

既存の建築物に対する現行規定への適合義務について、次のとおりとすることとする。(第百三十七条の十二関係)

(1) 屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十二条第一項及び第六十二条について、現行基準への適合を要しない。

(2) 外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十三条について、現行基準への適合を要しない。

(3) 大規模の木造建築物等の外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の外壁に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

(4) 大規模の木造建築物等の屋根及び外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の軒裏に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

(5) 大規模の木造建築物等の屋根に係る大規模の修繕又は大規模の模様替以外の全ての大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合にあっては、建築基準法第二十五条の屋根に係る部分について、現行基準への適合を要しない。

#### 8 その他

その他所要の改正を行う。

#### 9 施行期日等

(1) この政令は、令和七年十一月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に際し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)

#### ◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令 (政令第三百十一号)(農林水産省)

##### 1 家畜伝染病予防法施行令の一部改正

(1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの対象家畜にエミューを加え、その他所要の改正を行うものとする。(第一条、第二条及び第四条関係)

(2) エミューの評価額の最高限度額について、五万二千円と定める。(第九条関係)

##### 2 施行期日

この政令は、令和七年十月一日から施行する。(附則関係)

#### ◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令 (政令第三百十二号)(厚生労働省)

##### 1 新たに指定する物質

(1) 次に掲げる物を麻薬に指定する。(本則関係)

イ 一 (エチルアミノ)エチル一二(四一イソプロポキシベンジル)一五一ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

ロ 二 (四一エトキシベンジル)一五一ニトロ一一[二-(ピペリジン一一イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

ハ 五一ニトロ一二(四一プロポキシベンジル)一一[二-(ピロリジン一一イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

ニ 六 a・七・八・九・十・十 a-ヘキサヒドロ一六・六・九一トリメチル一三一ベンチル一六H-ジベンゾ[b・d] ピラン一一オール及びその塩類

ホ 二 (四一メトキシベンジル)一五一ニトロ一一[二-(ピロリジン一一イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

(2) 次に掲げる物を向精神薬に指定する。(本則関係)

ニ一 (プロパン一二一イル)カルバミン酸二-[カルバモイルオキシ]メチル一二一メチルベンチル(別名カリソプロドール)及びその塩類

2 施行期日

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。(附則関係)

## 政令

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令を以下に公布する。

御名御璽

令和七年九月二日

内閣総理大臣 石破茂

#### 政令第三百九号

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システム機構法(平成十五年法律第119号)附則第九条の二第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令(令和二年政令第110号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和七年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「令和八年六月三十日」を「令和十三年六月三十日」に改める。

第1条中「令和八年七月十日」を「令和十三年七月十日」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 村上誠一郎

内閣総理大臣 石破茂

建築基準法施行令の一部を改正する政令を以下に公布する。

御名御璽

令和七年九月二日

内閣総理大臣 石破茂



原料等を指定する政令の一部を改正する政令をこのに公布する。

令和七年九月三日

政令第三百二十二号

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十七号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のようて改正する。

第一条中第百六十三号を第百六十八号とし、第百五十八号から第百六十二号までを五号ずつ繰り下げ、第百五十七号を第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十一二二一(四一メトキシベンシリ)一五一  
ニトロ一一二一(ビロリジン一一イル  
エチル)ベンズイミダゾール及びその塩類  
第一条中第百五十六号を第百六十号とし、第百  
十八号から第百五十五号までを四号ずつ繰り下  
げ、第百十七号を第百二十号とし、同号の次に次  
の一号を加える。

第一条中第百十六号を第百十九号とし、第八二号から第百十五号までを三号ずつ繰り下げ、第八十一号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四  
類 ル エチル】ベンズイミダゾール及びその塩  
ンジル）——【二—（ビロリジン—一—イ  
五一トロ—二—（四—プロボキシヘ

その他告示

第一項 第一条中第八十号を第八十二号とし、第二十四号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。	
二十五 二一（四一エトキシベンジル）—五 ニトロ—一—二一（ビペリジン）—イール エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類 第一条中第二十二号を第二十三号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。	
十二一（エチルアミノ）エチル—（四一 イソプロポキシベンジル）—五—ニトロベン ズイミダゾール及びその塩類 第四条中第七十九号を第八十号とし、第六十五号から第七十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。	
六十五 N—（プロパン—二—イル）カルバミン酸二—（カルバモイルオキシ）メチル）— 二—メチルベンチル（別名カリソプロドール） 及びその塩類	
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	
厚生労働大臣 福岡 資麿 内閣総理大臣 石破 茂	
<b>○外務省告示第三百二十六号</b> 令和七年六月三日にマレで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。	
1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	
2 贈与の限度額 三億三千二百萬円	
3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日	
4 署名者 日 本 側 磯俣秋男在スリランカ大使 スリランカ側 ハルシャナ・スリヤツペルマ財務・計画・経済開発省次官	
令和七年九月三日	
<b>○外務大臣臨時代理</b> 國務大臣 林 芳正	
令和七年六月三日にマレで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。	
1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	
2 贈与の限度額 一億九千四百万円	
3 贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日	
4 署名者 日 本 側 石神留美子在モルディブ大使 モルディブ側 シエリーナ・アブドウル・サマド外務担当国務大臣	
令和七年九月三日	
<b>○外務省告示第三百二十七号</b> 令和七年八月五日にジユネープで、ミヤンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。	
外務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
令和七年九月三日	
<b>○外務省告示第三百二十八号</b> 令和七年九月三日	
外務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
○外務省告示第三百二十九号 令和七年七月二十六日にマレで、マレ島における災害に対する強制性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。	
1 協力の目的及び内容 マレ島における災害に対する強制性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	
2 贈与の限度額 十五億五千五百万円	
3 贈与の供与期限 令和十三年十二月三十一日	
4 署名者 日 本 側 生稻晃子外務大臣政務官 モルディブ側 アブドウツラ・カリール外務大臣	
令和七年九月三日	
<b>○外務省告示第三百三十号</b> 令和七年八月十二日	
外務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
○外務省告示第三百三十一号 令和七年八月二十日	
外務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
○外務省告示第三百三十二号 令和七年九月三日	
外務大臣臨時代理 國務大臣 林 芳正	
○国土交通省告示第八百五十号 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があつたので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。	
令和七年九月三日	
<b>○国土交通大臣</b> 中野 洋昌	
登録基幹技能者講習実施機関の名称 一般社団法人 日本造園組合連合会	
変更後の代表者の氏名 寺石 隆一	
変更年月日 令和七年八月十四日	



## 変更した事項

本灯台の改修工事の実施に伴  
い、灰色のシートにより覆われ  
ている。

位名		記 変 更 年 月		位名		記 変 更 年 月		位名		記 変 更 年 月	
東	北	所	在	東	北	所	在	東	北	所	在
在	所	在	年	在	月	在	年	在	月	在	月
経緯	位置	称	事日	事項	経緯	地	置	事日	事項	経緯	地
一三一	一〇二	一一二六	関門港第三十九号灯浮標	この灯浮標の上部に簡易な灯火(緑色)が設置されている。	茨城県鹿島港(鹿島港指向灯のメートル)	北東方約二・六キロメートル	防波堤灯台の北西方約六〇〇メートル	新湊東三五六一五八一〇七一四〇一四二一四九	新湊航路第四号灯浮標	令和七年四月七日	一時変更
方約二	一〇二	〇キロメートル	令和七年四月八日	一時変更	関門港長府区(部端灯台の北東方約二・六キロメートル)	北東方約二・六キロメートル	防波堤灯台の北西方約六〇〇メートル	新湊東三五六一四七一一四一三七一〇六一四八	新湊航路第四号灯浮標	令和七年四月三日	一時変更

三 一本AIS信号所は、次に掲げる情報を臨機に通報する場合

変更した項目	度	質	光	灯	更
群せん緑光	実効光度	毎六秒に二せん光	一〇〇カンデラ		







正七位に叙する(各通)	宮前 芝嶺	正四位に叙する(各通)	伊藤 正明
(神奈川県警部補)		(豊橋技術科学大学名誉教授)	
従七位に叙する(各通)(以上七月二十九日)	根深 典貞男	五十嵐道郎	木藤 隆太郎
(豊橋技術科学大学名誉教授)		内橋 豊	藤野 繼也
従四位に叙する(各通)	竹園 茂男	片山 忠弘	上野 平井 文治
保木 正和	目崎 八郎	丸山 繁美	
本多 満	武田 博司	齊藤 邦夫	
従四位に叙する(各通)	柏越 智	白田 哲文	
正五位に叙する	慶次郎	葛原 一進	
正八位	梓	堀佐々木和彦	
従五位に叙する(各通)	田中 元	岡崎 謙	
正六位に叙する(各通)	横井 孝一	水谷 滋子	
高坂 秀男	正進治	吉岡 治	
戸村 保則	藤澤	斎藤 民雄	
宮田 保則	出口	中村 正夫	
従六位に叙する(各通)	山口 明彦	武田 博司	
高坂 秀男	正進	吉岡 治	
従七位に叙する(各通)(以上七月三十日)	高川 登	河井 幸洋	
斎藤 良春	登	岡口 幸洋	
森林 良春	盛次	赤川 吉英	
従七位に叙する(各通)	小林 賢也	時村 周一	
杉本 典昭	鷲頭 秋次	御祝電	
従六位に叙する(各通)	時村 周一	天皇陛下はベトナムの独立記念日につき、九月一日同国国家主席閣下へ御祝電を差せられた。	
正七位に叙する	西田 茂行	和田 正道	
従七位に叙する(以上七月三十一日)			
正五位に叙する			
(北海道東神楽町議會議員)			
正六位に叙する(各通)(以上八月一日)	竹内 弘栄	吉井 潔	
従六位に叙する(八月一日)			
○領航			
旭日双光章を授ける	藤原 賴武	千葉 労働	
旭日單光章を授ける(各通)(以上七月二十九日)	宮崎 由隆	最低賃金の改正決定に関する公示	
旭日双光章を授ける(七月三十日)	竹中 雪宏	千葉労働局最低賃金公示第1号	
(北海道東神楽町議會議員)	生出 栄	最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金(昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。	
旭日双光章を授ける(八月一日)		令和7年9月3日	

## 皇室事項

## 官庁報告

## 労働

### 最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金(昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月3日

千葉労働局長 小山 英夫  
第4号中「1時間1,076円」を「1時間1,140円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、東京都最低賃金(昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月3日

東京労働局長 増田 嗣郎  
第4号中「1時間1,163円」を「1時間1,226円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、長野県最低賃金(昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月3日

長野労働局長 三浦栄一郎  
第4号中「1時間998円」を「1時間1,061円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

四国地方交通審議会は、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年四国運輸局最低賃金公示第5号)、四国海上旅客運送業最低賃金(平成9年四国運輸局最低賃金公示第6号)、四国漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年四国運輸局最低賃金公示第1号)及び四国漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年四国運輸局最低賃金公示第2号)の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面(様式任意)に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760-0019 香川県高松市サンポート3番33号」あて提出されたい。

1 事業の要旨 最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2 適用する地域 四国運輸局の管轄区域

3 適用する使用者

(1) 国内各港間のみを航海する船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの(漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に從事する船舶を除く。)の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所を有する者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

- ① 平水区域を航行区域とする鋼船
- ② 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
- ③ 鋼製はしけ
- ④ 木船

(2) 旅客運送の用に供する船員法第1条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所を有する者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

- ① 平水区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③ 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3) 前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の所有者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受けれる者を含む。)のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

- ① 沖合底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1号に掲げる漁業をいう。)
- ② 大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)

令和7年9月3日  
四国地方交通審議会会長 長井 啓介

**国土調査の結果の認証の公告**

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和11六年法律第百八十号）第十九条第11項の規定により令和七年八月11日付けをもつて認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年九月11日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 1 成果の名称  
令和六年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿  
11 前項に掲げる地図及び簿冊に表記われてゐる地域 岩手県宮古市、新潟県弥彦村のそれぞれ一部

**公 告****諸 事 項****相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第30095号

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

申立人 佐倉市

本籍東京都江戸川区篠崎町6丁目73番地2、最後の住所千葉県佐倉市西志津1丁目11番8-101号、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和6年9月30日、出生の場所岩手県花巻市、出生年月日昭和22年11月18日、職業無職

被相続人 亡 小原 秋夫

事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号クリエ千葉中央6階B号室かなで法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 梶口 貴之  
催告期間満了日 令和8年4月18日

千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年（家）第30103号

静岡市葵区相生町1番1号

申立人 しづおか焼津信用金庫

本籍静岡県静岡市葵区新間1089番地52、最後の住所静岡市葵区新間1089番地の52、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年6月27日、出生の場所静岡県安倍郡清沢村、出生年月日昭和17年7月18日、職業会社役員被相続人 亡 小林 錠一  
静岡市葵区大岩本町9番31号エスペランス大岩本町101号室 石橋賢一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石橋 賢一  
催告期間満了日 令和8年4月8日  
静岡家庭裁判所

令和7年（家）第1256号

京都市北区衣笠北荒見町5番地の1

申立人 谷口 朝子  
申立人手続代理人弁護士 後藤 隆志  
本籍京都市北区衣笠北荒見町5番地1、最後の住所京都市北区衣笠北荒見町5番地の1、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所三重県上野市、出生年月日昭和29年7月28日、職業会社役員被相続人 亡 谷口代司昌  
事務所京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル8階 烏丸法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋みどり  
催告期間満了日 令和8年3月26日  
京都家庭裁判所

令和7年（家）第80978号

大阪府門真市北島町16番5号

申立人 浅田 律子  
本籍大阪府大阪市旭区太子橋1丁目43番地、最後の住所大阪府門真市千石東町35番1号、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日令和6年10月8日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和24年2月12日、職業不明被相続人 亡 西谷 登  
大阪市北区西天満4-8-2 北ビル本館501号

相続財産清算人 弁護士 上春奈津美

催告期間満了日 令和8年4月21日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第81027号

大阪市北区西天満3丁目13番9号西天満パークビル4号館6階

申立人 被相続人安達敏子相続財産清算人 奥村 昌裕

本籍大阪府東大阪市新町15番、最後の住所大阪府東大阪市日下町7丁目3番49号ハビネス憩の里、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年5月30日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和36年12月11日、職業無職

被相続人 亡 安達峰一郎

大阪市北区西天満3丁目13番9号西天満パークビル4号館6階

相続財産清算人 弁護士 奥村 昌裕

催告期間満了日 令和8年4月17日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第10062号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

申立人 株式会社セゾンファンデックス

本籍和歌山県田辺市明洋3丁目2257番地108、最後の住所和歌山県田辺市明洋3丁目14番15号、死亡の場所和歌山県田辺市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所和歌山県日高郡南部町、出生年月日昭和30年6月13日、職業不明

被相続人 亡 濱野 貢

事務所和歌山県東牟婁郡串本町串本40番地の69

相続財産清算人 司法書士 平田 正明

催告期間満了日 令和8年3月19日

和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年（家）第30165号

岡山県岡山市北区南方3丁目5番25号

申立人 特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク

本籍岡山県真庭市正吉450番地、最後の住所岡山県岡山市北区延友389番地3、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日令和7年3月13日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和13年10月10日、職業無職

被相続人 亡 谷本 政和

事務所岡山県岡山市北区南方1丁目5番2号奥村ビル3階

相続財産清算人 弁護士 秋山 裕史

催告期間満了日 令和8年3月19日

岡山家庭裁判所

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第233号

北九州市門司区東新町1丁目1番23-1502号  
申立人 常田 望美

本籍北九州市小倉北区井堀3丁目22番地13、最後の住所北九州市小倉区井堀町2丁目旭住宅41号

不在者 丸林 顯

昭和10年2月15日生

届出期間満了日 令和8年1月5日  
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年（家）第356号

川崎市麻生区東百合丘4丁目40番10号

申立人 小川 益宏

本籍東京都文京区本駒込5丁目254番地、最後の住所川崎市麻生区東百合丘4丁目40番10号

不在者 小川 和子

昭和13年1月1日生

届出期間満了日 令和7年12月24日  
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第86号

大分県由布市湯布院町川上3619番地2 グラン

ド湯布院ベレット201

申立人 大野加代子

本籍大分県別府市大字別府5199番地、最後の住所大分県別府市大字別府5199番地

不在者 大野スミコ

昭和11年1月20日生

届出期間満了日 令和7年12月24日  
大分家庭裁判所

令和7年（家）第12号

岩手県一関市千厩町奥玉字中日向161番地1

申立人 菊池せつ子

本籍岩手県一関市千厩町奥玉字中日向161番地、最後の住所岩手県一関市千厩町奥玉字中日向161番地1

不在者 菊池 重義

昭和25年7月28日生

届出期間満了日 令和7年12月23日  
盛岡家庭裁判所一関支部

**令和7年(家)第171号**  
栃木県日光市吉沢408-20  
申立人 小池 幹雄  
本籍栃木県日光市瀬川166番地、最後の住所  
栃木県鹿沼市千渡1682番地1 コーポクマクラⅡ202  
不在者 小池 明男  
昭和23年11月29日生  
届出期間満了日 令和7年12月26日  
宇都宮家庭裁判所

**令和7年(家)第122号**  
千葉県四街道市つくし座1丁目12番21号  
申立人 信太美佐子  
本籍千葉県千葉市稻毛区作草部町944番地6、  
最後の住所千葉県四街道市つくし座1丁目12  
番21号  
不在者 信太 強  
昭和31年7月30日生  
届出期間満了日 令和7年12月22日  
千葉家庭裁判所佐倉支部

**令和7年(家)第58号**  
島根県松江市大庭町776番地  
申立人 須山眞利子  
本籍島根県松江市大庭町776番地、最後の住  
所島根県松江市大庭町776番地  
不在者 須山 俊二  
昭和27年4月29日生  
届出期間満了日 令和7年12月18日  
松江家庭裁判所

**失踪宣告**

**令和6年(家)第187号**  
本籍秋田県秋田市大町6丁目206番地、最後  
の住所秋田市大町6丁目3番45号  
不在者 石川 秀雄  
昭和5年8月19日生  
令和7年8月14日失踪宣告審判確定  
秋田家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1149号**  
本籍熊本県八代市岡町谷川1087番地、最後の  
住所山口県山口市大字陶1134番地  
不在者 西村 三男  
昭和37年5月26日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
山口家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第18号**  
本籍香川県高松市香川町川東上1116番地1、  
最後の住所不明  
不在者 植松フジエ  
明治45年2月1日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
高松家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第665号**  
本籍兵庫県豊岡市岩熊653番地、最後の住所  
北九州市八幡東区石坪町12番12-301号  
不在者 岩戸 忠義  
昭和12年10月21日生  
令和7年8月15日失踪宣告審判確定  
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

**令和6年(家)第40号**  
本籍沖縄県宮古島市伊良部字伊良部17番地、  
最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字伊良部17  
番地  
不在者 垣花 弘一  
昭和15年3月30日生  
令和7年8月14日失踪宣告審判確定  
那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

**令和7年(家)第2号**  
本籍岩手県遠野市宮守町達曾部29地割14番地  
3、最後の住所東京都足立区綾瀬5丁目18番  
6-202号  
不在者 多田 久一  
昭和36年5月12日生  
令和7年8月15日失踪宣告審判確定  
盛岡家庭裁判所遠野支部裁判所書記官

**令和6年(家)第681号**  
本籍茨城県神栖市須田1098番地6、最後の住  
所茨城県神栖市須田1101番地227  
不在者 平野 剛啓  
昭和19年6月5日生  
令和7年8月13日失踪宣告審判確定  
水戸家庭裁判所麻生支部裁判所書記官

**令和6年(家)第2227号**  
本籍名古屋市緑区大高町字鶯津97番地、最後  
の住所名古屋市緑区大高町字鶯津97番地  
不在者 浅井あや子  
大正6年11月5日生  
令和7年8月13日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第810号**  
本籍岡山県岡山市北区西辛川967番地、最後  
の住所大阪府松原市天美西6丁目282番地  
不在者 浅桐 鉄補  
明治44年5月28日生  
令和7年8月15日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有  
価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権  
利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す  
る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣  
言する。

### 令和7年(ヘ)第5号

高松市寿町1-3-2日進高松ビル5階中村  
秀樹法律事務所  
申立人 破産者株式会社エーピーシー破産管財  
人 中村 秀樹  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月12日  
令和7年8月14日 大阪簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 BC026972  
金額 511,067円  
支払期日 令和7年2月28日  
支払地 大阪市

支払場所 株式会社みずほ銀行大阪支店  
振出日 令和6年10月21日  
振出地 大阪市  
振出人 株式会社平井星光堂 取締役社長 平  
井 孝治  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

### 令和7年(ヘ)第2号

北九州市小倉北区東港2丁目5番1号  
申立人 株式会社網中  
代表者代表取締役 網中 裕城  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月6日

令和7年8月12日 福岡簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 A008467  
金額 370,848円  
支払期日 令和7年5月31日  
支払地 福岡市

支払場所 株式会社福岡中央銀行馬出支店  
振出日 令和7年2月28日  
振出地 福岡市  
振出人 黒崎印刷 代表 黒崎 知哉  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第195号

神奈川県横須賀市浦賀2-1-10  
債務者 Y T S U P P O R T 合同会社  
代表者代表社員 伊藤 友慈 (登記簿上の代表  
者の氏名高橋友慈)  
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河野 康裕  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10  
時30分

横浜地方裁判所横須賀支部

### 令和7年(フ)第521号

栃木県矢板市成田字梅ヶ久保1718番地1  
債務者 株式会社高橋フーズ  
代表者代表取締役 高橋 崇  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 青井 芳夫  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前10  
時10分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第111号

富山県高岡市伏木古府1丁目3番30号  
債務者 有限会社東栄製作所  
代表者取締役 三箇 清純  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 越後 雅俊  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10  
時15分

富山地方裁判所高岡支部

<b>令和7年(フ)第111号</b> 鳥取県鳥取市今町1丁目133番地 債務者 每日タクシー株式会社 代表者代表取締役 山田 清 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口麻有子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 鳥取地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第965号</b> さいたま市岩槻区加倉4丁目15番12号、商業登記簿上の本店所在地福島県郡山市鶴見坦2丁目12番15号 債務者 株式会社CARS CASO 代表者代表取締役 望月 正恵 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢澤 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後3時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第213号</b> 熊本市中央区帯山1丁目44番37号 債務者 株式会社富士技建 代表者代表取締役 鋤崎 真一 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉見 仁宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時30分 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第47号</b> 熊本県八代市郡築十一番町100番地3 債務者 株式会社Quest Life 代表者代表取締役 塚本 守 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 帝斗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前11時 熊本地方裁判所八代支部	<b>令和7年(フ)第1196号</b> 埼玉県戸田市美女木2丁目13番17号パールハイム西岡1階 債務者 東都エンジニアリング株式会社 代表者代表取締役 松本 達彦 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井合 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後2時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第571号</b> 埼玉県川越市宮元町13番地15 債務者 有限会社ライヴ 代表者代表取締役 棚原 良夫 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時40分 さいたま地方裁判所川越支部
<b>令和7年(フ)第454号</b> 埼玉県川越市堤北2丁目16-12桜暮タウンB棟 債務者 合同会社ITRスポーツクラブ 代表者代表社員 奥田 学 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 段 貞行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時20分 さいたま地方裁判所川越支部	<b>令和7年(フ)第1197号</b> 東京都北区豊島1丁目16番1号 債務者 株式会社システムアドバンス 代表者代表取締役 松本 達彦 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井合 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後2時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第709号</b> 京都市中京区六角通油小路西入越後町203番地 債務者 有限会社マリンクラブ 代表者取締役 堀井 紗子 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市田 直志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第23号</b> 京都府与謝郡与謝野町字後野857番地 債務者 有限会社 土井半商店 代表者代表取締役 土井 健二 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平林美沙子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時30分 京都地方裁判所宮津支部	<b>令和7年(フ)第1821号</b> 愛知県春日井市六軒屋町西1丁目11番地の8 債務者 有限会社ライフ 代表者代表取締役 松林 明 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上釜 明大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	<b>令和7年(フ)第350号</b> 鹿児島市平川町4233番地1 債務者 有限会社佑幸生運 代表者取締役 川野 佑子 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上釜 明大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後1時30分 富山地方裁判所魚津支部
<b>令和7年(フ)第1168号</b> 札幌市北区北24条西16丁目1番3号 債務者 House planner HJS 株式会社 代表者代表取締役 林 謙成	<b>令和7年(フ)第1793号</b> 名古屋市北区若鶴町188番地 債務者 株式会社ヒロト 代表者代表取締役 廣井 竜彦 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉垣正一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	

**令和7年(フ)第818号**  
京都市山科区西野山桜ノ馬場町203番地16  
債務者 有限会社ケイズホーム  
代表者取締役 木村 春美  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 藤本 智也  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時15分  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第919号**  
京都市中京区三坊猪熊町北組362  
債務者 HACHIKU株式会社  
代表者代表取締役 中野 賢二  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 橋本 竜彦  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時  
京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第799号**  
広島市中区堀川町1番19号オカモトビル4階  
債務者 株式会社KAN  
代表者代表取締役 大須 俊也  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 丸岡 道秀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時30分  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第160号**  
山形市香澄町2丁目5番1号2F  
債務者 有限会社東洋館  
代表者取締役 板垣 洋子  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊藤 三之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10時30分  
山形地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第3737号**  
大阪府寝屋川市香里北之町2番6号  
債務者 株式会社ディビーノ  
代表者代表取締役 新井 真苗(日比野真苗)  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 林堂 佳子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時20分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第472号**  
静岡県焼津市利右衛門586番地の1  
債務者 株式会社SPECIAL FORCE  
代表者代表取締役 美濃部哲平  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 三津間秀人  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時30分  
静岡地方裁判所民事第2部  
**令和7年(フ)第55号**  
沖縄県糸満市字新垣1276番地の4  
債務者 株式会社マハロスタイル(旧商号 株式会社M.G.Fクリエイト)  
代表者代表取締役 藤原 俊作  
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 川田浩一朗  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時10分  
福井地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第514号**  
栃木県那須塩原市東三島4丁目45番地2  
フォーライフ東三島A1  
債務者 株式会社ISSIN  
代表者代表取締役 木村 拓也  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菊田 納  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時10分  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第519号**  
栃木県宇都宮市駅前通り2丁目3番12号  
ザ・ミレニアムタワー701  
債務者 かんじょう合同会社  
代表者代表社員 高橋 翔太  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐々木寿徳  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第4170号**  
大阪府東大阪市菱江1丁目28番25号  
債務者 有限会社東大阪印刷所  
代表者代表取締役 本田フサエ  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前9時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐々木寿徳  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後1時30分  
高松地方裁判所民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第177号**  
香川県高松市今里町1丁目28番地27  
債務者 有限会社ライト設計  
代表者清算人 富田 幸雄  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前9時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井口 直樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後1時30分  
高松地方裁判所民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第178号**  
香川県高松市三条町334番地2 ハピネス三条101  
債務者 富田 幸雄  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前9時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐々木寿徳  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午後1時30分  
高松地方裁判所民事部破産・再生係  
**令和7年(フ)第74号**  
山形県米沢市福田町2丁目3番47-4号、前住所山形県米沢市大字川井982番地の12  
債務者 鈴木 昭憲  
1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時50分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
山形地方裁判所米沢支部

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第1456号

福岡市中央区平尾4丁目4番22-408号 ウインステージ平尾  
債務者 リラクゼーション&アロママッサージトロワこと 岩渕三千恵

1 決定年月日時 令和7年8月20日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 家永由佳里  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

### 令和7年(フ)第285号

函館市錢亀町348-21、住民票上の住所函館市千代台町26番26-305号  
債務者 藤原 貴

1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井口 直樹  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前10時10分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
函館地方裁判所

### 令和7年(フ)第74号

山形県米沢市福田町2丁目3番47-4号、前住所山形県米沢市大字川井982番地の12  
債務者 鈴木 昭憲

1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀  
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時50分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第70号 神奈川県小田原市千代472番地の4 リファ インド201号 債務者 阿部 文子 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白川 秀信 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 長野地方裁判所上田支部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 美咲 4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	5 貢産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第410号 神奈川県小田原市久野471番地2 小田原サニータウン715号 債務者 柏崎 信耶 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 服子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水谷 敏彦 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松山 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第411号 神奈川県小田原市久野471番地2 小田原サニータウン715号 債務者 柏崎 七愛 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 服子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大曲 薫 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第411号 神奈川県小田原市久野471番地2 小田原サニータウン715号 債務者 柏崎 七愛 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 服子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横路 俊一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第87号 長野県上田市八木沢1454番地24 債務者 市村 忠寛 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉原 幸枝 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 山口地方裁判所岩国支部
令和7年(フ)第87号 長野県上田市八木沢1454番地24 債務者 市村 忠寛 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横路 俊一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第87号 愛知県春日井市中央台8丁目2番地1 リバ ピア中央台2号棟208号室、従前の住所愛知 県春日井市六軒屋町西1丁目11番地8 債務者 松林 優子	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉江 暢洋 4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 修市 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 山口地方裁判所岩国支部

**令和7年(フ)第1894号**  
神奈川県藤沢市鵠沼神明4丁目4番7-101号  
債務者 佐藤 博  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井上 泰  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月28日午前11時20分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1344号**  
横浜市泉区和泉中央北4丁目35番10号 ウエルストーン101号  
債務者 新川 由貴  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原田 満  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月30日午前10時50分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第603号**  
川崎市幸区小向町4番20号 シャルム小向303  
債務者 原 有梨亞  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前10時50分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第280号**  
静岡県伊豆市土肥1144-9 下川方、住民票上の住所静岡県伊豆市土肥389番地の2  
債務者 鈴木 篤  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 尾沢 勇紀

4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第268号**  
静岡県浜松市中央区曳馬5丁目7番68号  
債務者 花岡 信彦  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大石 康智  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日午前10時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和7年(フ)第1424号**  
東京都立川市高松町2丁目19番12号ドミール壱番館201  
債務者 篠田内装こと 篠田 康之  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大藏 久宣  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第254号**  
静岡県浜松市中央区村櫛町3803番地の4 マルトビルズ101  
債務者 鈴木 康平  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 名倉 祐輔  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月18日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第194号**  
神奈川県横須賀市池田町1丁目7番6号 クイーンシップ池田B  
債務者 伊藤 友慈(旧姓高橋)  
1 決定年月日時 令和7年8月20日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河野 康裕  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時  
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第585号**  
北九州市戸畠区丸町2丁目5番29号、前住所福岡県嘉麻市鴨生798番地49  
債務者 植村 泰樹(旧姓和田)  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原田 徹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第31号**  
愛媛県宇和島市祝森甲1143番地57、前住所愛媛県宇和島市柳形町3丁目7番6号  
債務者 木下 涼太(旧姓延永)  
1 決定年月日時 令和7年8月21日午前11時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 阿部 延享  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
松山地方裁判所宇和島支部

**令和7年(フ)第117号**  
福島県いわき市小名浜大原六反田町7番地の7  
債務者 涌井 章  
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 鎌田 穏  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
福島地方裁判所いわき支部

令和7年（フ）第38号 群馬県桐生市相生町5丁目452番地 県営住宅D棟363号 債務者 山崎 学 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島俊太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 前橋地方裁判所桐生支部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 湯川 優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢田 真美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第252号 鹿児島市鴨池2丁目28番1-1002号 債務者 濱田 新也 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富満 康史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 周平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 圭悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 朋顕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年（フ）第285号 静岡県沼津市豊町15番地の17 債務者 近藤 恵美（旧姓中原） 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芝原 浩一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西尾 亮一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西沢 桂子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平松まゆき 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（フ）第565号 福岡県遠賀郡遠賀町大字別府217番地の9 債務者 野中 俊亮 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多加喜寛明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村博太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 裕之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 雅彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 仙台地方裁判所大河原支部
令和7年（フ）第77号 長崎県大村市小路口町764番地17 債務者 赤木 拓真	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 打越 裕二	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木康晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ)第35号**

宮城県登米市迫町佐沼字中江1丁目10番地7  
コーポヴァイン 201号室、従前の住所宮城  
県登米市迫町佐沼字中江1丁目3番地3  
コーポラスハタナカ2 102号室  
債務者 千葉 沙織  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 開発 健次  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月18日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

仙台地方裁判所登米支部

**令和7年(フ)第156号**

山形市五日町6番9号  
債務者 吉田 長芳  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 向田 敏  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年12月4日午前10時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第90号**

茨城県日立市鮎川町5丁目13番7号 フォ  
アール202号室、前住所茨城県日立市助川町  
4丁目6番1号  
債務者 高木 晴美  
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月10日午後1時10分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

水戸地方裁判所日立支部

**令和7年(フ)第93号**

茨城県日立市小木津町3丁目24番40-306号  
債務者 大内憲一郎  
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月10日午前10時10分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

水戸地方裁判所日立支部

**令和7年(フ)第353号**

兵庫県尼崎市東七松町1丁目3番11-305号  
債務者 稲葉 博行  
1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 正木 耕平  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月10日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第355号**

兵庫県西宮市若松町6番4号アメニティ夙川  
202号、前住所神戸市中央区熊内町7丁目1  
番9号  
債務者 早瀬 里美  
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 入星 亮介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月20日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第177号**

徳島県徳島市南庄町2丁目56番地の2 タケ  
ノコハイツ221号室  
債務者 桑本 義幸  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 坂村 隆明  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月17日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで

徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第250号**

埼玉県熊谷市平塚新田1番地4 平塚ハイツ  
102号室、旧住所埼玉県本庄市児玉町田端152  
番地  
債務者 須藤 仁美(旧姓福島)  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 自在 曜  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月11日午前11時15分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第218号**

熊本市南区城南町舞原272番地5  
債務者 堀口 拓夢  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 鎮西 正弥  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月29日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第382号**

熊本市南区合志2丁目9番34号  
債務者 入江 寛  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 森枝 大輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月12日午後2時10分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第218号**

鹿児島市紫原4丁目21番26号 紫原寮101号  
債務者 井上 敬文  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小山内友和  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月4日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第1311号**

さいたま市西区大字指扇1741番地2 アーバ  
ン金井A-201  
債務者 鈴木 綱宗  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊東 結子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月12日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第22号**

京都府宇治市広野町宮谷2番地の86  
債務者 大和塾一里山校こと 松原 弘樹  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小林 久子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月12日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで

京都地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第22号**

京都府与謝郡与謝野町宇後野857番地  
債務者 土井 健二  
1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 平林美沙子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月12日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで

京都地方裁判所宮津支部

**令和7年(フ)第563号**

北九州市八幡西区本城東1丁目8番17-510  
号  
債務者 橋本 勇  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 梁 智元  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月12日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第93号 鹿児島県志布志市志布志町帖7048番地 債務者 平原 賢 1 決定年月日時 令和7年8月21日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 研 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野間浩司 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 宮崎地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第966号 福島県郡山市柏山町78番地 債務者 望月 正恵 1 決定年月日時 令和7年8月22日前5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢澤 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 裕人 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第1198号 東京都北区豊島1丁目16番1号 債務者 松本 達彦 1 決定年月日時 令和7年8月25日前5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井合 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊田 裕康 4 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 宮崎地方裁判所日南支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
	<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>		3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第368号 熊本県上天草市大矢野町登立12597番地4 ジャイロ芽生105号 債務者 藤木 齊二 1 決定年月日時 令和7年8月25日前2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野上昂太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年8月22日前4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第326号 宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸334番地1 債務者 長嶺 佑哉	1 決定年月日時 令和7年8月22日前4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年8月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
	<b>令和7年（フ）第1126号</b>		3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部
	<b>令和7年（フ）第29号</b>		3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 名古屋地方裁判所一宮支部

<b>令和7年(フ)第168号</b> 愛知県一宮市開明字出屋敷45番地 開信団地 2棟302号 債務者 村井ひとみ 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	<b>令和7年(フ)第58号</b> 北海道室蘭市中島本町1丁目8番3-505号 債務者 青木 政義 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	1 決定年月日時 令和7年8月25日午前9時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
<b>令和7年(フ)第25号</b> 兵庫県丹波篠山市今田町芦原新田1番地1、 前住所大阪府大阪市東淀川区東淡路4丁目6 番14号 ハイクレスト橋本 3D号 債務者 立林 隆真 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで	<b>令和7年(フ)第59号</b> 北海道室蘭市中島本町1丁目8番3-505号 債務者 青木 静子 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	1 決定年月日時 令和7年8月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
<b>令和7年(フ)第41号</b> 岡山県津山市下高倉西1679番地2、住民票上の住所岡山県津山市下高倉西1678番地1 債務者 川端 郁弥 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	<b>令和7年(フ)第61号</b> 北海道室蘭市本輪西町4丁目13番13号 債務者 田中 潤子 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第453号</b> 川崎市多摩区布田9番10号 ベルジュ多摩川 102 債務者 サントス マルセンこと SANTO S MARUZEN 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第1244号</b> 福岡市東区香住ヶ丘2丁目22番15号 ハウス キャビン102号 債務者 下田 麻里 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
<b>令和7年(フ)第76号</b> 長崎県大村市松原1丁目436番地9 債務者 林田 涼子 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第118号</b> 北海道帯広市緑ヶ丘1条通6丁目3番地2 コーポラスYOSHITO302 債務者 山本 駿将 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第567号</b> 川崎市宮前区犬蔵2丁目5番12-306号 ス カイコートたまプラーザ 債務者 斎藤 洋子 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第1262号</b> 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵554番地1 ド リームハイツ須恵201号 債務者 松尾 順子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
<b>令和7年(フ)第248号</b> 盛岡市上田1丁目18番1号 プランドール 203号 債務者 池原谷敏昭 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第240号</b> 盛岡市上田1丁目18番1号 203号 債務者 磯貝 友香 1 決定年月日時 令和7年8月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第147号</b> 香川県高松市牟礼町大町1984番地5 債務者 池内 豊 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで	<b>令和7年(フ)第1283号</b> 福岡県糟屋郡志免町王子2丁目2番28号 債務者 宮迫 洋子 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで

<b>令和7年(フ)第1294号</b> 福岡県糟屋郡志免町別府3丁目3番22-416号 債務者 唐澤 秀雄 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1459号</b> 福岡市博多区吉塚3丁目4番3号 吉塚ハイム8号 債務者 中野なつき 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1510号</b> 福岡市東区御島崎2丁目3番3-215号 メゾン・ド・オセアン、前住所福岡県福津市中央6丁目20番13-903号 債務者 高島 哲郎 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1315号</b> 福岡市早良区百道浜1丁目2番6-2208号 百道タワー 債務者 酒井 聰司 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1435号</b> 福岡市博多区吉塚1丁目20番16-5号 スマイルグラート吉塚 203号 債務者 廣内 唯織 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1489号</b> 福岡市東区香椎照葉5丁目1番12-2906号 センターマークタワー 債務者 P O R Z E Z I N S K A A G N I E S Z K A 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1365号</b> 福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘2丁目23番5号 債務者 國分愛紗妃 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1444号</b> 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵489番地54 債務者 青木 美帆 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1528号</b> 福岡市東区城浜団地44番301号、前住所福岡市早良区百道3丁目18番8号 こももティエ201号 債務者 亀山 結衣 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1391号</b> 福岡県宗像市池田3116番地104 債務者 藤山万梨子(旧姓木部) 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1449号</b> 福岡県古賀市米多比1440番地10 債務者 久保田敬子 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1541号</b> 福岡市博多区博多駅前4丁目23番28-602号 博多駅前赤い風船ビル 債務者 村上 飛鳥 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1409号</b> 福岡県古賀市日吉1丁目17番16号 債務者 松井 折惠	<b>令和7年(フ)第1458号</b> 福岡市南区井尻4丁目40番13-105号 N A Oレインボーコーポ井尻 債務者 北島 駿亮 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1503号</b> 福岡市西区野方6丁目18番38号 債務者 墓屋多美子 1 決定年月日時 令和7年8月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
	<b>令和7年(フ)第1450号</b> 福岡県糸島市志摩小金丸3065番地 債務者 吉村 宗一 1 決定年月日時 令和7年8月20日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	<b>令和7年(フ)第1507号</b> 札幌市中央区大通西26丁目1番21-403号 債務者 斎藤 雄斗 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1264号**  
 札幌市豊平区福住1条1丁目5番3号 クラージュ福住105号  
 債務者 圓成いすみ  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1322号**  
 札幌市白石区川北2272番地8 白石福祉園  
 債務者 斎藤 直幸  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1339号**  
 北海道石狩市樽川455番地127 プリマヴェーラ樽川I-A号  
 債務者 田中 光江(旧姓池田)  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1357号**  
 札幌市東区伏古10条2丁目5番3号 伏古ハウスB号  
 債務者 米田 一輝  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1369号**  
 札幌市東区北28条東15丁目2番14号 ウエスト28-205号  
 傾務者 深牧 正雄

1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1375号**  
 札幌市東区北23条東12丁目3番26号 アーバンテラス元町VII205号  
 傾務者 大平 節  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1403号**  
 札幌市白石区菊水7条4丁目1番7号 ブレス74-101号  
 傾務者 長谷 章弘  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1409号**  
 札幌市豊平区平岸4条14丁目4番7-333号  
 傾務者 染谷 裕興  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1420号**  
 北海道千歳市花園5丁目5番16号  
 傾務者 畑田 政則  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1425号**  
 札幌市西区発寒17条3丁目7番21号 フィオーレ発寒173B-202号  
 傾務者 真島 晴美  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1436号**  
 北海道江別市元町11番地の1 中央団地C棟501  
 傾務者 越善香緒里(旧姓松本)  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1471号**  
 札幌市白石区平和通10丁目北5番18-602号  
 傾務者 杉本 純子  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1489号**  
 札幌市北区北23条西5丁目2番21-1007号  
 傾務者 横井 英人  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1494号**  
 栃木県宇都宮市御幸ヶ原町119番地1 セジュールベル2-201、前住所:栃木県足利市毛野新町4丁目65番地2 F u l l B 1 o o m107  
 傾務者 五十嵐有基  
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 鈴鹿地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第75号**  
 北海道網走郡津別町字旭町73番地17  
 傾務者 外崎 望  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 鈴鹿地方裁判所北見支部破産係

**令和7年(フ)第80号**  
 茨城県日立市未広町5丁目12番30号  
 傾務者 根本 輝久  
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 鈴鹿地方裁判所日立支部

**令和7年(フ)第488号**  
 栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘71番地3  
 傾務者 米川 友美  
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第494号**  
 栃木県宇都宮市御幸ヶ原町119番地1 セジュールベル2-201、前住所:栃木県足利市毛野新町4丁目65番地2 F u l l B 1 o o m107  
 傾務者 五十嵐有基  
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時  
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第1287号**  
 埼玉県さいたま市見沼区春野1丁目2番4-303号  
 債務者 長谷川 桦  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第1355号**  
 埼玉県蕨市錦町4丁目7番15号 錦町4丁目住宅2号棟513号  
 債務者 井形 美恵  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第1356号**  
 埼玉県蕨市錦町4丁目7番15号 錦町4丁目住宅2号棟513号  
 債務者 井形 美嘉  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和7年(フ)第622号**  
 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1丁目30番地の2ルミエールK103  
 債務者 坪田 伸一  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第623号**  
 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1丁目30番地の2ルミエールK103  
 債務者 坪田 安世  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(フ)第639号**  
 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保266番地14  
 アローハイツ201号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3968番地4 ウィスタリアコート101  
 債務者 田中恵一郎  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(フ)第642号**  
 埼玉県入間郡三芳町大字北永井418番地4  
 さくらハウス106号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保882番地34  
 債務者 今野 未生  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(フ)第215号**  
 愛知県豊川市蔵子5丁目11番地17  
 債務者 阿保 洋子  
 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第102号**  
 奈良県葛城市八川223番地10、前住所堺市中区深井東町352番地31  
 債務者 石本 由美  
 1 決定年月日時 令和7年8月20日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     奈良地方裁判所葛城支部破産係  
**令和7年(フ)第587号**  
 北九州市小倉北区木町3丁目14番13号(ハイツヒサノ104)  
 債務者 松岡実こと 丁 實  
 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和7年(フ)第305号**  
 鹿児島市紫原6丁目34番1号 リバティヒル紫原101号  
 債務者 大倉野由香  
 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
**令和7年(フ)第336号**  
 鹿児島市広木2丁目35番12号 コーポD&T 201号  
 債務者 前原 海那  
 1 決定年月日時 令和7年8月21日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
     本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
     鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**破産手続終結及び免責許可決定**

**令和6年(フ)第881号**  
 埼玉県川口市戸塚境町25番2号  
 破産者 山田 政宏  
 1 決定年月日 令和7年8月25日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和6年(フ)第1710号**  
 埼玉県川口市戸塚3丁目29番16号 キャッスル富士205号、旧住所さいたま市緑区美園4丁目1番地1 ウエリス浦和美園サウステラス519号室  
 破産者 石川 未歩  
 1 決定年月日 令和7年8月25日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和6年(フ)第237号**  
 愛知県蒲郡市豊岡町五反田18番地2 レヴェンテ21A-202、開始決定時の住所愛知県蒲郡市三谷町二舗54番地9  
 破産者 秋山 孝保  
 1 決定年月日 令和7年8月25日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所豊橋支部  
**令和6年(フ)第261号**  
 愛知県豊橋市新栄町字南小向132番地の2  
 破産者 藤城 健二  
 1 決定年月日 令和7年8月25日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和6年(フ)第43号**

兵庫県芦屋市呉川町7番22号、前住所三重県四日市市大矢知新町19番地7  
破産者 市原 功子

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和6年(フ)第454号**

兵庫県芦屋市山芦屋町8番13号  
破産者 堀上 龍史

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和5年(フ)第54号**

高知県高知市一宮徳谷24番25—5号、前住所岡山県勝田郡奈義町豊沢162番地1  
破産者 森藤 立子

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所津山支部

**令和6年(フ)第94号**

広島県福山市久松台2丁目9番30号 ヴィオーラ102、開始決定時の住所広島県福山市木之庄町3丁目3番38—305号  
破産者 渡邊 康弘

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和6年(フ)第3号**

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3195番地8  
破産者 竹川 清

**令和6年(フ)第43号**

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

**令和6年(フ)第351号**

神奈川県平塚市河内503番地の1 相湘第10河内ハイツ203号

破産者 岩崎 友乃

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和6年(フ)第690号**

神奈川県小田原市上曾我1912番地

破産者 本多 麻衣

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和6年(フ)第170号**

福井県鯖江市水落町3丁目8番33号101号室、住民票上の住所福井県坂井市丸岡町長崎第4号66番地57

破産者 鈴木 栄司

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第282号**

福井県あわら市二面第22号5番地3 アークインパレスⅢ A-3号室

破産者 坂川 美樹

**令和6年(フ)第43号**

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民法部破産係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和7年(フ)第25号**

兵庫県尼崎市小中島3丁目18番12号

破産者 藤岡佳代子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月21日午前10時15分

令和7年8月25日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和7年(フ)第59号**

兵庫県西宮市熊野町8番13—612号

破産者 丰田 順也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月21日午前10時

令和7年8月25日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和6年(フ)第153号**

広島県福山市水呑町1781番地1

破産者 高田 隆治

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月21日午前11時20分

令和7年8月25日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和6年(フ)第178号**

兵庫県西宮市堤町2番48号、前住所堺市南区御池台4丁6番5号

破産者 中西 大輔

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月20日午前10時30分

令和7年8月21日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和6年(フ)第81号**

岐阜県揖斐郡大野町大字野1659番地7

破産者 加納 友美

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月27日午前11時

令和7年8月26日

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和5年(フ)第34号**

兵庫県淡路市斗ノ内35番地2

破産者 濱田 智康

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月17日午後1時45分

令和7年8月26日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和6年(フ)第51号**

福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1622番地1

破産者 木村 裕治

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月26日午前10時

令和7年8月25日

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第2239号**

大阪市生野区倉利寺1丁目12番10号

破産者 新正化学工業こと新井有奎こと P A R K YOOK YU 朴 有奎

異議申述期間 令和7年10月20日まで

令和7年8月25日

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算開始****令和7年(ヒ)第7号**

北海道帯広市西4条南1丁目18番地1

清算株式会社 見浦電材株式会社

代表清算人 岩田 圭只

- 1 決定年月日 令和7年8月20日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

釧路地方裁判所帯広支部

**令和7年(ヒ)第501号**

福島県郡山市安積1丁目120番地

清算株式会社 佐石株式会社

代表清算人 石川 謙一

- 1 決定年月日 令和7年8月19日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福島地方裁判所郡山支部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第2019号**

東京都港区南青山5丁目10番2号  
清算株式会社 株式会社J o i e  
代表清算人 石崎 淳一

1 決定年月日 令和7年8月18日  
2 主文 次の協定を認可する。

## 協定

1 清算株式会社は、別紙記載の協定債務者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、残資産額32,033,080円から下記金額合計178,380円を差し引いた残額31,854,700円を、協定債務者の指定する金融機関口座に振り込む方法により弁済する。

## 記

残余財産確定日の属する最後事業年度に関する消費税113,400円  
同事業年度に関する法人税64,100円  
協定債務者への弁済にかかる振込手数料880円

2 協定債務者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債務の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。  
3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債務者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債務者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

**事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可****令和6年(再)第2号**

千葉県松戸市小金きよしケ丘3丁目12番地13  
再生債務者 加藤運輸有限会社

決定の要旨 令和7年5月30日付け再生計画案にかかる事業譲渡について会社法467条1項2号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和7年8月18日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再)第2号**

千葉県松戸市小金きよしケ丘3丁目12番地13

再生債務者 加藤運輸有限会社

決定の要旨 令和7年7月31日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条1項2号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和7年8月18日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**決議に付する決定及び債権者集会招集**

**令和7年(再)第14号**

熊本県熊本市南区御幸笛田2丁目15番6号

再生債務者 医療法人社団御幸会

1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日付け再生債務者提出の再生計画案  
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの  
3 債権者集会  
(1) 期日 令和7年10月14日午後4時  
(2) 会議の目的 再生計画案の決議  
4 書面投票期間 令和7年10月6日まで  
5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年9月30日  
6 令和7年8月20日

東京地方裁判所民事第20部

**再生計画認可****令和6年(再)第2号**

千葉県松戸市小金きよしケ丘3丁目12番地13

再生債務者 加藤運輸有限会社

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年8月19日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再)第8号**

東京都台東区浅草橋4丁目19番8号浅草橋ビル  
再生債務者 ステップエンジニアリング株式会社

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年8月20日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再)第4号**

愛媛県四国中央市川之江町大江348番地8

再生債務者 丸住ライン株式会社

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年8月20日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再)第5号**

愛媛県四国中央市川之江町141番地4

再生債務者 丸住エンジニアリング株式会社

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年8月20日

東京地方裁判所民事第20部

**再生手続廃止及び保全管理命令****令和6年(再)第2号**

東京都新宿区荒木町6番地1第2ミヤコビル

1階

再生債務者 株式会社古林

1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 保全管理人 新潟市中央区花町2069番地 新潟花町ビル6F 弁護士法人中村・大城国際法律事務所 弁護士 中村 崇  
3 廃止の理由の要旨 本件再生手続きには、民事再生法191条1号に定める事由がある

令和7年8月19日 新潟地方裁判所民事部

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再)第51号**

栃木県宇都宮市氷室町1083番地3

再生債務者 廣木 政則

1 決定年月日 令和7年8月22日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債務の届出期間 令和7年9月12日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月6日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(再)第52号**

栃木県宇都宮市氷室町1083番地3

再生債務者 廣木 真子

1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債務の届出期間 令和7年9月12日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月26日から令和7年10月6日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(再)第73号**

北海道石狩市樽川4条3丁目75番地 サニーB102号

再生債務者 谷内 孝一

1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債務の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再)第139号**

札幌市白石区南郷通1丁目南2番17-207号

再生債務者 西澤ちあき

1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債務の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再)第143号**

札幌市中央区北3条東5丁目337番地7 ブランノワールN3. e x e 406号

再生債務者 山本 剛人

1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債務の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第163号

札幌市北区屯田5条7丁目1番12-107号

再生債務者 長峯 幸枝

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第187号

札幌市白石区平和通2丁目南2番20-102号

再生債務者 猪狩 友希

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第104号

さいたま市中央区本町東4丁目7番14号

シェアードハウス304号室

再生債務者 大関 祐哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

## 令和7年(再イ)第133号

千葉市稻毛区作草部町1260番地1 ドメイン

西千葉502号

再生債務者 塚本 功

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(再イ)第140号

千葉市緑区土気町339番地3 ドメイン土氣

107号

再生債務者 竹内 英理

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(再イ)第7号

岐阜県大垣市室村町3丁目103番地1 第2メゾンドラボール D号室、前住所岐阜県大垣市大井1丁目7番地 ひまわりハイツA 102

再生債務者 利根川新一

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年9月29日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

## 令和7年(再イ)第8号

岐阜県高山市春日町40番地

再生債務者 柚原 康伸

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

## 令和7年(再イ)第9号

岐阜県高山市緑ヶ丘町1丁目119番地

再生債務者 都竹 貴志

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

## 令和7年(再イ)第62号

静岡県島田市金谷坂町2361番地の8

再生債務者 木村 八澄

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月7日まで

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第69号

静岡県焼津市大村1丁目10番地の2

再生債務者 神谷 弘和

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月25日から令和7年10月7日まで

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再イ)第18号

福島県いわき市小名浜君ヶ塚町15番地の3

再生債務者 泉 信次

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月3日から令和7年10月10日まで

福島地方裁判所いわき支部

## 令和7年(再イ)第79号

仙台市太白区長町4丁目5番31号 アグネス

長町105

再生債務者 石川 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月20日まで

仙台地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第320号

東京都江戸川区北葛西3-7-10

再生債務者 永井ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第89号

京都市伏見区向島二ノ丸町393番地

再生債務者 橋本 克利

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

神戸地方裁判所社支部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月9日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

## 令和7年(再イ)第231号

大阪市西成区北津守4丁目5番19号

再生債務者 川端 紗綺

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第234号

大阪市東住吉区今川4丁目3番9-701号

再生債務者 小倉 政士

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第321号

大阪府枚方市香里園山之手町2番51-103号

再生債務者 矢野 新人

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第7号

兵庫県西脇市和布町168番地の33 モスフ

ロックス202号

再生債務者 歳国奈津子

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

<b>令和7年(再イ)第14号</b>	広島県福山市紅葉町7-15 アネックス紅葉 607(住民票上の住所)千葉県木更津市清見 台南2丁目4番5号 再生債務者 白石 裕司
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時	
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで	
4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで	
広島地方裁判所福山支部再生・破産係	
<b>令和7年(再イ)第19号</b>	熊本市南区上ノ郷1丁目10番26号 ハピネス 上ノ郷101 再生債務者 吉岡真一郎
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時	
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで	
4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月14日まで	
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	
<b>令和7年(再イ)第3号</b>	沖縄県国頭郡国頭村字奥間1927番地 再生債務者 小林さつき
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時	
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで	
4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月14日まで	
那覇地方裁判所名護支部	
<b>令和7年(再イ)第79号</b>	東京都八王子市松木80番地7 3-1109 再生債務者 有馬 聰子
1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時	
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで	
4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月28日まで	
東京地方裁判所立川支部民事第4部	
<b>令和7年(再イ)第60号</b>	新潟市西区真砂4丁目11番32号 プラドール 真砂A101 再生債務者 明神 一浩

<b>1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時</b>	<b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで	<b>令和6年(再イ)第31号</b>
4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月28日まで	神奈川県横須賀市根岸町4-13-1(住民票上の住所)神奈川県横須賀市三春町2丁目6番地 新潟地方裁判所民事部
	再生債務者 渡辺 哲史
	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日付け再生計画案
	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで
	令和7年8月15日
	横浜地方裁判所横須賀支部
	<b>令和7年(再イ)第133号</b>
	東京都江東区住吉1-13-7-101 再生債務者 佐藤加奈子
	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案
	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで
	令和7年8月22日
	東京地方裁判所民事第20部
	<b>令和7年(再イ)第203号</b>
	東京都世田谷区世田谷3-16-2-101 再生債務者 有馬 伸治
	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日付け再生計画案
	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月8日まで
	令和7年8月22日
	東京地方裁判所民事第20部
	<b>令和7年(再イ)第45号</b>
	千葉県市川市宮久保3丁目22番7号 再生債務者 平塚 大輔
	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案
	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで
	令和7年8月25日
	東京地方裁判所民事第20部
	<b>令和7年(再イ)第195号</b>
	東京都町田市能ヶ谷4-35-6 クレインヒルズⅡ4-2 再生債務者 吉岡 圭二
	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案
	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月11日まで
	令和7年8月25日
	東京地方裁判所民事第20部
	<b>令和7年(再イ)第46号</b>
	千葉市中央区末広3丁目5番1号 オーシャンロッジ402号 山口地方裁判所宇部支部
	再生債務者 山越 修

令和7年（再イ）第45号 仙台市太白区向山2丁目13番6—1号ルミエールⅡ—102（従前の住所）千葉県成田市はなのき台2丁目22番地14—D号 再生債務者 高宮 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第63号 埼玉県さいたま市桜区桜田1丁目4番5号 プリムローズ303号 再生債務者 嶋田 篤史 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第63号 埼玉県春日部市八丁目1002番地8 再生債務者 香川 孝敬 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年（再イ）第35号 埼玉県越谷市千間台東1丁目11番地3 エスボワールせんげん台203 再生債務者 戸井田陽平 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年（再イ）第5号 千葉県山武市寺崎108番地 再生債務者 濱田 竜也 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月26日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年（再イ）第6号 千葉県大網白里市富田2113番地76 再生債務者 由利 貴嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月26日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年（再イ）第13号 千葉県旭市ハの989番地5 アパートカマラニ101 再生債務者 猪瀬 幹太 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月26日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年（再イ）第15号 神奈川県小田原市扇町1丁目10番5—1201号 再生債務者 浅野 将史 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月26日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 令和7年（再イ）第6号 長野県上伊那郡南箕輪村6169番地5 再生債務者 神田真知子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 長野地方裁判所伊那支部 令和7年（再イ）第34号 静岡市駿河区中島2912番地の1 B 再生債務者 柳谷 泰志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第41号 静岡市葵区古庄4丁目1—9 レオパレス爽205 再生債務者 伊藤 保 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月26日 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第22号 大分市大字光吉2114番地の41 市営1A7—106 再生債務者 梶原 麻美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで 令和7年8月25日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第86号 札幌市東区伏古5条4丁目3番8—208号 再生債務者 辻 舞子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月22日まで 令和7年8月25日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第50号 大阪市此花区梅香2丁目1番15号 再生債務者 岸田 善治 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月22日まで 令和7年8月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第145号 大阪市東住吉区南田辺5丁目5番14号（営業所の住所 大阪市城東区中央3丁目7番18号—122） 再生債務者 アルプス動物病院こと 安部 浩司	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月22日まで 令和7年8月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第249号 大阪府門真市新橋町15番1号 リーフスタイル門真303号 再生債務者 近藤 浩幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月22日まで 令和7年8月25日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第68号 札幌市中央区宮の森1条5丁目1番23—202号 再生債務者 長瀬 優花 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月26日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第72号 札幌市東区伏古14条3丁目4番13号 再生債務者 渡辺八代枝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月26日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第77号 札幌市南区真駒内柏丘2丁目4番4号 再生債務者 成田 靖大 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月24日まで 令和7年8月26日 札幌地方裁判所民事第4部
---	--	---	--

令和7年（再イ）第85号 札幌市西区八軒1条東2丁目2番34-609号 再生債務者 中瀬 砂織 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年8月26日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第5号 茨城県日立市滑川町2丁目13番9号 再生債務者 澤村 建也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 12日まで 令和7年8月22日 水戸地方裁判所日立支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月25日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第30号 兵庫県芦屋市若葉町2番2-431号 再生債務者 阿部るみ子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月25日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第15号 宮崎市佐土原町下那珂12800番地5 再生債務者 吉住 哲朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年8月26日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 <b>小規模個人再生による再生手 続廃止</b>
令和7年（再イ）第89号 札幌市厚別区もみじ台南1丁目6番8号 再生債務者 吉野 光司 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年8月26日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第5号 鹿児島県日置市東市来町長里356番地33 再生債務者 藏蘭健一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 12日まで 令和7年8月22日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月25日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年（再イ）第47号 兵庫県西宮市甲子園口3丁目10番17-304号 再生債務者 南 良樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月26日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第4号 福岡県宮若市宮田241-42（住民票上の住所） 福岡県宮若市宮田203番地1 再生債務者 白根 福美 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年8月25日 福岡地方裁判所直方支部 <b>給与所得者等再生による再生 手続開始</b>
令和7年（再イ）第22号 福井県坂井市春江町西太郎丸第4号61番地13 再生債務者 南 英雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年8月26日 福井地方裁判所	令和7年（再イ）第4号 茨城県日立市大久保町5丁目1番2-205号 再生債務者 萩谷 賢多 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月25日 水戸地方裁判所日立支部 令和7年（再イ）第2号 兵庫県西宮市高座町12番49号 再生債務者 石抜 栄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 16日まで 令和7年8月25日 広島地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 22日まで 令和7年8月25日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第11号 埼玉県新座市西堀2丁目15番87-4号 再生債務者 松井伸太郎 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令 和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第9号 福井県敦賀市松葉町4番61-3号 再生債務者 牧田 義史 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年8月26日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	令和7年（再イ）第2号 山口市阿東徳佐上3667番地 再生債務者 古市 哲 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 22日まで 令和7年8月25日 山口地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第2号 鹿児島市西伊敷3丁目35番21-25号 再生債務者 有里 祐樹 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後2時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令 和7年10月7日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	
令和7年（再イ）第3号 静岡県賀茂郡南伊豆町入間336番地3号 再生債務者 高田 俊明 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 24日まで 令和7年8月26日 静岡地方裁判所下田支部	令和7年（再イ）第2号 兵庫県西宮市上甲東園5丁目5番2号 再生債務者 藤井 一樹		

令和7年（再口）第15号 大阪市平野区加美北7丁目10番11号 ココ シュシュ 302号 再生債務者 飯田 太介 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再口）第17号 札幌市豊平区美園7条1丁目2番14号302 再生債務者 西 雅己 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月25日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再口）第2号 広島県福山市伊勢丘3丁目10番98号 再生債務者 右手 正照 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	令和7年（再口）第4号 埼玉県狭山市狭山台1丁目31番地 1-17-403 再生債務者 高仲 健一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月25日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再口）第1号 埼玉県所沢市大字上山口1509番地の18 再生債務者 小山久志郎 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月14日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月22日まで 令和7年8月25日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再口）第10010号 東京都多摩市百草1136-6 グリーンガーデン多摩II 102 再生債務者 千葉 貴之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月22日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再口）第4号 広島市西区己斐上2丁目59番7号 再生債務者 千々松のぶえ 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月21日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月22日まで 令和7年8月25日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再口）第2号 埼玉県熊谷市大原4丁目8番19号 メゾン大原101 再生債務者 千島 明子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月25日 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再口）第1号 札幌市西区八軒2条東5丁目2番12号 再生債務者 平沼 恵美	給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年（再口）第17号 札幌市豊平区美園7条1丁目2番14号302 再生債務者 西 雅己 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月25日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再口）第2号 栃木県那須塩原市井口1085番地37 再生債務者 人見 篤 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月26日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年（再口）第2号 栃木県那須塩原市井口1085番地37 再生債務者 人見 篤 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月26日 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年（再口）第4号 愛知県東春日井郡久保一色村54番戸 共有者 伴野信太郎 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 愛知県豊橋市神野新田町字イノ割56番地の3 共有者 亡福井英明相続財産 届出期間満了日 令和7年10月24日 令和7年8月19日 名古屋地方裁判所豊橋支部 (別紙) 物件目録	所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告 令和7年（チ）第4号 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 愛知県東春日井郡久保一色村54番戸 共有者 伴野信太郎 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 愛知県豊橋市神野新田町字イノ割56番地の3 共有者 亡福井英明相続財産 届出期間満了日 令和7年10月24日 令和7年8月19日 名古屋地方裁判所豊橋支部 (別紙) 物件目録
令和7年（再口）第10010号 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之 住所・居所 不明 (最後の住所) 不明 (不動産登記記録上の住所) 神戸市中央区国香通二丁目2番11号 所有者 板本三代治 届出期間満了日 令和7年10月20日 令和7年8月20日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録	令和7年（再口）第2号 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之 住所・居所 不明 (最後の住所) 不明 (不動産登記記録上の住所) 神戸市中央区国香通二丁目2番11号 所有者 板本三代治 届出期間満了日 令和7年10月20日 令和7年8月20日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録
令和7年（再口）第2号 北設楽郡設楽町八橋字道上 地番 66番5 地目 畑 地積 6.31平方メートル 本件共有者の持分は以下のとおり 伴野信太郎持分 42分の1 亡福井英明相続財産持分 30240分の19 2 所在 北設楽郡設楽町八橋字道上 地番 66番6 地目 畑 地積 68平方メートル 本件共有者の持分は以下のとおり 伴野信太郎持分 42分の1 亡福井英明相続財産持分 30240分の19 3 所在 北設楽郡設楽町八橋字道上 地番 26番1 地目 墓地 地積 3.30平方メートル 本件共有者亡福井英明相続財産持分 1440分の19 4 所在 北設楽郡設楽町八橋字道下 地番 22番1 地目 畑 地積 6.61平方メートル 本件共有者亡福井英明相続財産持分 1440分の19	令和7年（再口）第1号 北設楽郡設楽町八橋字道上 地番 2244番338 地目 宅地 地積 45.43平方メートル 2 所在 神戸市垂水区旭が丘三丁目2244番地338 家屋番号 2244番の338 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 26.12平方メートル 2階 23.66平方メートル

**令和7年(チ)第4号**  
愛知県豊橋市今橋町1番地  
申立人 豊橋市  
住所・居所 不明  
所有者 牧野秀治郎  
届出期間満了日 令和7年10月24日  
令和7年8月19日  
名古屋地方裁判所豊橋支部  
(別紙) 物件目録  
所在 豊橋市石巻平野町字一ノ沢  
地番 5番1  
地目 原野  
地積 204平方メートル

**令和7年(チ)第29号**  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
住所不明  
(商業登記簿上の本店所在地) 神戸市中央区古湊通一丁目2番18号  
(不動産登記記録上の住所) 神戸市生田区古湊通一丁目14番地  
所有者 株式会社安英工務店  
届出期間満了日 令和7年10月20日  
令和7年8月20日 神戸地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 神戸市垂水区旭が丘三丁目  
地番 2244番74  
地目 宅地  
地積 125.61平方メートル  
2 所在 神戸市垂水区旭が丘三丁目  
地番 2244番308  
地目 宅地  
地積 57.99平方メートル

**所有者不明建物管理命令に関する異議の催告**  
次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和7年(チ)第4号**  
亡深澤忠雄の最後の住所 新潟県糸魚川市本町5番21号  
申立人 亡深澤忠雄相続財産  
亡深澤まつ子の最後の住所 新潟県糸魚川市本町5番21号  
所有者 亡深澤まつ子相続財産  
届出期間満了日 令和7年10月22日  
令和7年8月20日 新潟地方裁判所高田支部  
(別紙) 物件目録  
所在 糸魚川市横町二丁目291番地25  
家屋番号 291番25  
種類 居宅・倉庫  
構造 木造セメント瓦・カラー鉄板葺2階建  
床面積 1階 51.84平方メートル  
2階 34.56平方メートル

**令和7年度公害防止管理者等資格認定講習の公示**  
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第11条の2の規定により、登録講習機関として一般社団法人産業環境管理協会が行う令和7年度公害防止管理者等資格認定講習の実施に關し、次の事項を定めたので公示します。  
令和7年9月3日  
東京都千代田区内幸町一丁目3番1号  
一般社団法人産業環境管理協会  
会長 助野 健児

- 講習の区分  
大気関係第1種～第4種、水質関係第1種～第4種、騒音・振動関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係及びダイオキシン類関係公害防止管理者資格認定講習並びに公害防止主任管理者資格認定講習
- 講習の実施時期及び方法  
令和7年11月～令和8年3月
- 講習の実施場所  
e-ラーニング+C BT
- 講義科目及び講義時間並びに修了試験時間  
講習の区分ごとの講義科目、講義時間及び修了試験時間は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第4の規定に基づき実施する。
- 問い合わせ先  
一般社団法人産業環境管理協会  
公害防止管理者試験センター  
電話 03-3528-8156  
URL <https://www.jemai.or.jp>

**会社その他の公告**

**合併公告**  
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。効力発生日は令和7年11月1日であり、乙は会社法第78四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) <https://establish.moneyforward.com/announcement/579680>  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和7年9月3日  
掲載頁 七十六頁(号外第五十号)  
令和7年9月3日  
東京都港区芝浦三丁目一番二二号  
(甲) アネトフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社  
代表取締役 島内 広史  
大阪府大阪市中央区今橋二丁目五番八号トレードピア淀屋橋九階  
(乙) 株式会社ナレッジラボ  
代表取締役 門出 祐介

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
神奈川県川崎市高津区下野毛一丁目一二番一七一二号  
合同会社G a r a g e A r t s  
代表社員 植野 韶

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
大阪府泉大津市二田町二丁目二番二〇号  
合同会社G A L L A N T  
代表社員 松本佳保里

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
沖縄県那覇市安里一丁目一番五八一四〇三〇号光生ビル  
OKI E V合同会社  
代表社員 浅沼 雅乃

当社の総社員の同意の取得は令和7年8月二十  
五日に終了しております。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
東京都八王子市子安町四丁目七番一一一一  
〇三号 合同会社S A K U R A A S E T  
代表社員 櫻田 徹

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
東京都中央区銀座一丁目一五番四号銀座一  
丁目ビル七階  
合同会社S O l a n a J a p a n  
代表社員 太木 悠

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
神奈川県川崎市高津区下野毛一丁目一二番  
一七一二号  
合同会社G a r a g e A r t s  
代表社員 植野 韶

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
大阪府泉大津市二田町二丁目二番二〇号  
合同会社G A L L A N T  
代表社員 松本佳保里

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月3日  
沖縄県那覇市安里一丁目一番五八一四〇三〇号光生ビル  
OKI E V合同会社  
代表社員 浅沼 雅乃

## 資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億三千五百万円減少し、五千万円とするにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.cooking.co.jp

埼玉県東松山市元宿一丁目二九番地一七  
株式会社コーケツキン

令和七年九月三日  
東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号  
株式会社 BOD POWER  
代表取締役 田中 大善  
**基準日設定につき通知公告**  
当社は、令和七年九月十八日を基準日と定め、  
同日十七時現在の株主名簿上の株主をもつて、令  
和七年十月一日開催予定の株主総会における議決  
権を行使できる株主と定めましたので公告しま  
す。  
令和七年九月三日

本籍秋田県仙北市田沢湖生保内字上滝沢一四七番地、最後の住所宮城県名取市増田三丁目一番一一一一〇六号  
被相続人 亡木村晴俊  
右被相続人は令和六年四月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和七年八月二十九日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年九月三日  
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング  
20196CT0706241219  
コール・オプション限定責任信託  
清算受託者 コタエル信託株式会社  
**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億三千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社は、資金の需を一百万円減少し三百万円とするにいたしました。

<http://www.fccm.co.jp> 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり  
です。

<http://staincon.co.jp>

資本金の額の減少公告 代表取締役 久保一之 株式会社スタッフコム

重の翌日から一箇月以内に着手せん。  
なお、確定した最終事業年度はありません。  
令和七年九月三日

株式会社住文

代表取締役 三原直

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は 資本金の額を一億七千五百万五千円

資本準備金の額を二億三千四百九十九万五千円減少し、それぞれ八千円、二千円とすること

いたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十七日に終

了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

てす  
渴穢  
官服

官軍 手書  
甲子年四月三日

揭載頁 六十七頁 (號外第七十六號)

令和七年九月三日 東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号 株式会社BOD POWER 代表取締役 田中 大善	
基準日設定につき通知公告	
当社は、令和七年九月十八日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。	
令和七年九月三日 滋賀県大津市玉野浦六番三〇号 株式会社エスサーフ 代表取締役 大林 一郎	
定款変更につき通知公告	
当社は、令和七年九月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。	
なお、同日に当社の株券は無効となります。 令和七年九月三日	
○横浜市港北区大倉山一丁目二八番一一七二号 代表取締役 中桐 啓護	
定款変更につき通知公告	
当社は、令和七年九月十八日付で株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。 令和七年九月三日	
福井市松本四丁目五番二八号 代表取締役 小林 勝幸	
限定期承認公告	
本籍東京都世田谷区梅丘二丁目三番、最後の住所東京都新宿区西新宿七丁目一九番二二一三〇四号 右被相続人は令和七年二月二十四日死亡し、その相続人は令和八年九月十九日東京家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。	
令和七年九月三日	
被相続人亡小川亮 被相続人亡木村晴俊	
限定期承認公告	
当法人は、令和七年七月三十一日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 令和七年九月三日	
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パーキング三号館三階 代理弁護士 濱野慎司	
任意清算公告	
当法人は、令和七年七月三十一日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 令和七年九月三日	
埼玉県所沢市富九七九番地の二三社会保険労務士法人野本事務所 代表社員 野本俊光	
限定期任信託終了の公告	
当限定期任信託は、令和七年八月三十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定期任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。 なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。 令和七年九月三日	
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸之内ビルディング 20110CCT0706241219 コール・オプション限定期任信託 清算受託者 コタエル信託株式会社	
限定期任信託終了の公告	
当限定期任信託は、令和七年八月三十日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定期任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。	

東京都世田谷区世田谷三一一一二七一二  
二九 甲壳叶毛等直、八日  
一九

九  
相続財産清算人 小川 謙

**限 定 承 認 公 告**

本籍秋田県仙北市田沢湖生保内字上滝沢一四七番地、最後の住所宮城県名取市増田三丁目一番一一一一〇六号

被相続人 亡木村晴俊  
右被相続人は令和六年四月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和七年八月二十日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年九月三日  
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パーケビル三号館三階

**限 定 承 認 者 濱野慎司**  
代理人弁護士 野村公平

**任 意 清 算 公 告**

当法人は、令和七年七月三十一日をもつて解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年九月三日

埼玉県所沢市大字中富九七九番地の一三  
社会保険労務士法人野本事務所  
代表社員 野本俊光

**限 定 責 任 信 託 終 了 の 公 告**

当限定責任信託は、令和七年八月三十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外されます。

令和七年九月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング  
当限定責任信託は、令和七年八月三十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

**限 定 責 任 信 託 終 了 の 公 告**  
清算受託者 コタエル信託株式会社  
コード・オプション限定責任信託  
20110CT0706241219

令和七年九月三日  
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング  
20196CT0706241219  
コール・オプション限定責任信託  
清算受託者 コタエル信託株式会社  
**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億三千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年十一月十四日  
掲載頁 六十九頁（号外第二六六号）  
令和七年九月三日  
東京都港区元赤坂一丁目一番八号赤坂コミニユニティビル四階  
J N L One 特定目的会社  
取締役 荒川 和也  
**債権申出の公告（第二回）**  
当社規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。  
令和七年九月三日  
埼玉県川越市南台一丁目三番二  
アドラゴスマーマ川越株式会社  
**規約型確定給付企業年金清算人 後藤 教代**  
**訂正公告**  
令和七年六月三十日掲載の組織変更公告中、代表社員「西野 明宏」とあるは「西野 朋宏」の誤りにつき訂正します。  
令和七年九月三日  
福井県大飯郡高浜町東二松第一〇号一六番地五 合同会社EPCO  
代表社員 西野 朋宏  
**取消公告**  
令和七年八月二十六日（号外第一九二号）掲載の左記会社にかかる解散公告を取り消します。  
令和七年九月三日  
東京都千代田区大手町一丁目三番一号  
NCCCAP1-4株式会社